

令和3年度 胃がん検診精度管理調査結果（検診機関・集団）

【調査の目的】

がん検診においては、精度管理が適切に行われなければ効果は得られないと考えられています。その点から、がん検診の精度管理はきわめて重要です。この調査は、宮崎県生活習慣病検診管理指導協議会胃がん部会が、当県で胃がん検診（国の指針に基づいたもののみ。以下同じ。）を行っている検診機関に対して、精度管理が適切に行われているかどうかを知る目的で行ったものです。なお、職域検診や人間ドックはこの調査の対象外です。

【調査の対象】

この調査の対象は、令和元年度に当県の市町村から委託を受けて胃がん検診（集団検診）を実施した検診機関を対象としています。

【調査の種類】

調査は「1. がん検診事業評価のためのチェックリスト遵守状況調査」と「2. 精度管理指標数値の調査」の2種類を実施しました。

【調査の概要、及び調査結果】

調査 1. がん検診事業評価のためのチェックリスト遵守状況調査(令和3年度実施体制、令和元年度精度管理指標把握)

「調査内容」

胃がん検診で整備すべき体制については、平成20年3月の厚労省報告書「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」の中で、検診機関用チェックリストとして整理されています。このチェックリストは平成28年に大幅に改定され、それまでの集団検診に加え、個別検診も同時に点検できるようになりました。その後もチェックリストは国の指針等に応じて小規模な改定が行われています。

今回の調査は、最新のチェックリストを利用し、その遵守状況を調査したものです。

「調査の方法」

宮崎県生活習慣病検診管理指導協議会胃がん部会が対象検診機関に対し調査し、評価をしました。

「調査項目と評価基準」

調査項目は、検診機関用チェックリスト（胃部エックス線検査26項目、胃部内視鏡検査21項目）です。

「○(実施した)」、「×(実施しない)」、「△(実施予定)」のいずれかにより回答しています。「×」回答数により評価を行い、全項目のうち「○」と回答した項目の割合が実施率(遵守状況)となります。

評価基準[※]は、5段階評価とし、「B」以下の検診機関には改善をお願いすることとしました。

※「精度管理ツール（雛形集）平成28年度版」国立がん研究センターがん対策情報センター

評価	遵守されていない項目 (エックス線 26、 内視鏡 21 項目中)	評価内容
A	0	チェックリストをすべて満たしている
B	1～6	チェックリストを一部満たしていない
C	7～12	チェックリストを相当程度満たしていない
D	13 以上	チェックリストを大きく逸脱している
Z	無回答	調査に対して回答がない

※評価基準は、国立がん研究センターがん対策情報センター 生活習慣病検診管理指導協議会（各がん部会）による精度管理の雛形集「精度管理ツール（雛形集）平成 28 年度版」を参照

<<結果>>

● 集団検診

評価「B」以下の検診機関：なし

②胃部内視鏡検査（集団検診）

		集団検診
		高野病院
1. 受診者への説明（検診の際、あるいはそれに先立って受診者全員に対して行う説明）		
(1)	要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明しましたか	○
(2)	精密検査の方法について説明しましたか （胃内視鏡検査の精密検査としては生検または胃内視鏡検査の再検査を行うこと、及び生検の概要など）	○
(3)	精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか※ ※精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供可能（個人情報保護法の例外事項として認められています）	○
(4)	検診の有効性（胃内視鏡検査による胃がん検診は、死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではなく（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の欠点について説明しましたか	○
(5)	検診受診の継続（隔年）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか	○
(6)	胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか	○
2. 問診、胃内視鏡検査の精度管理		
(1)	検診項目は、問診に加え、胃内視鏡検査としましたか ※受診者が、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のうち、胃内視鏡検査を選択した場合	○
(2)	問診は現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しましたか	○
(3)	問診記録は少なくとも5年間は保存していますか	○
(4)	胃内視鏡検査の機器や検査医等の条件※は、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアル注1を参考にし、仕様書※※に明記しましたか ※貴施設（もしくは医師会等）が仕様書に明記した医師・技師の条件が胃内視鏡マニュアルに準じており、かつ、貴施設が仕様書内容を遵守している場合に○と回答してください。 ※※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のことです（仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい）。	○
3. 胃内視鏡画像の読影の精度管理		
(1)	胃内視鏡画像の読影に当たっては、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアル注1を参考にを行いましたか	○
(2)	胃内視鏡検診運営委員会（仮称）、もしくはそれに相当する組織が設置する読影委員会により、ダブルチェック※を行いましたか ※ダブルチェックとは、内視鏡検査医以外の読影委員会のメンバーが内視鏡画像のチェックを行うこと。 ただし、専門医※※が複数勤務する医療機関で検診を行う場合には、施設内での相互チェックをダブルチェックの代替方法としても可です。注1 ※※専門医の条件（資格）は下記(3)参照ください。	○
(3)	読影委員会のメンバー※は、日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医のいずれかの資格を取得していますか ※本調査では上記の資格の他、「胃内視鏡検診運営委員会（仮称）がダブルチェックを行うに足る技量があると認定した医師」も○に含みます。	○
(4)	胃内視鏡画像は少なくとも5年間は保存していますか	○
(5)	胃内視鏡検査による検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	○
4. システムとしての精度管理		
（プロセス指標値の解説は別紙解説資料をご参照ください）		
(1)	受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内※になされましたか ※市区町村を介して受診者に結果を通知する場合は、市区町村に遅くとも4週間以内に通知していれば○です。	○
(2)	がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか ※地域保健・健康増進事業報告（注2）に必要な情報を指します。	○
(3)	精密検査方法及び、精密検査（治療）結果※（内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など）について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか ※地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します。	○
(4)	撮影や読影向上のための検討会や委員会※（自施設以外の胃がん専門家※※を交えた会）を設置していますか。 もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加したか ※胃内視鏡では、胃内視鏡検診運営委員会（仮称）、もしくはそれに相当する組織を指します。 ※※当該検診機関に雇用されていない胃がん検診専門家を指します。	○
(5)	自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか※ ※・本調査では令和元年度のプロセス指標値について回答してください。 ・貴施設単独で算出できない指標値は、自治体等と連携して把握してください。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可です。	○
(6)	プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。あるいは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか	○
遵守されていない項目数		0
評価		高野病院
		A